



千葉労働局発表  
平成22年4月12日

	千葉労働局
担	労働保険徴収課長 深野三好
当	同 課長補佐 鎌形幸一
	電話 043(221)4317

## 平成22年度労働保険料年度更新（申告・納付）手続きの ご案内と雇用保険料率の改定について

千葉労働局（局長 千葉秀木）管内には、労働保険年度更新対象が約5万事業場あり、事業主は、毎年度労働保険年度更新手続きを行う必要があります。

この手続き期間が昨年度より、6月1日から7月10日（今年度は休日のため7月12日）までの間に変更となっています。

また、平成22年4月1日から雇用保険料率が改定されたため、平成22年度の概算保険料から、改正後の雇用保険料率で申告することとなります。

これらの申告・納付は、最寄りの金融機関・郵便局、各労働基準監督署又は千葉労働局で、7月12日まで受け付けています。

### 1. 年度更新申告・納付期間について

平成19年6月30日に、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、従来4月1日から5月20日までであった労働保険料の申告・納付の期間が、昨年度より6月1日から7月10日までに変更されています。

年度更新の申告書用紙は5月下旬から6月初旬までの間に郵送する予定です。

なお、年度更新手続きをパソコンから行うこともできます。電子申請・電子納付お知らせページ（<http://www.e-gov.go.jp/>）で案内しています。

### 2. 雇用保険料率の改定について

平成22年度の雇用保険料率は下記のとおり改定されました。

平成21年度の確定保険料は改定前の保険料率で、平成22年度の概算保

険料は改定後の保険料率でそれぞれ計上し、申告することになります（別添関係資料3，4参照）。

	平成21年度（改定前・ 確定保険料の計算に使用）	平成22年度（改定後・ 概算保険料の計算に使用）
一般の事業	11 / 1000	15.5 / 1000
農林水産、清酒製造の事業	13 / 1000	17.5 / 1000
建設の事業	14 / 1000	18.5 / 1000

## 労働保険年度更新関係資料

### 1 労働保険とは

労働保険とは、労災保険法による労災保険と、雇用保険法による雇用保険とを総称した言葉ですが、単に労災保険と雇用保険の総称であるにとどまらず、両保険を総合的・不可分一体的にとらえた言葉です。

労働保険は、法人・個人を問わず、労働者をひとりでも使用している事業所は、必ず加入することが法律で義務づけられています。

#### 労災保険

労災保険とは、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付を行い、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とし、政府がこれを管掌することとされています。

#### 雇用保険

雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、失業中の生活の安定を図りつつ再就職を促進するとともに、高年齢者・育児休業取得者等の雇用継続のための在職者給付を行うほか、失業の予防、雇用の安定・改善、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とし、政府がこれを管掌することとされています。

### 2 年度更新とは

年度更新とは、前年度の保険料の精算と新年度の保険料を概算で申告・納付をする手続です。

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年、4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算することになっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者のみ。）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険率を乗じて算定することになっています。

労働保険の保険料は、概算で申告・納付し、翌年度に確定申告のうえ、精算することになります。

したがって、事業主は、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料を申告・納付することが必要です。

これを年度更新といい、平成22年度については6月1日から7月12日までの間に手続を行うことが必要です。

### 3 雇用保険料率の改定

平成21年度は、政府の生活支援策の強化の一環として当該年度限りの雇用保険料引下げがありました。雇用保険財政の収支については、雇用失業情勢が厳しい中で失業等給付費が増加しているほか、雇用保険二事業についても雇用調整助成金をはじめとして支出が大幅に増加している状況となっています。こうした中で、平成21年12月8日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、雇用調整助成金の要件緩和をはじめとする雇用対策が盛り込まれたところです。雇用保険制度においては、非正規労働者に対するセーフティネット機能の更なる強化を図るとともに、財政基盤の強化を図ることが緊急の課題となっています。

このため、平成22年度における雇用保険料率については、雇用保険二事業の弾力条項の規定は適用しないこととするともに（平成21年度 3 / 1000 平成22年度 3.5 / 1000）、失業等給付に係る雇用保険料率（労使折半）が4 / 1000引上げられることとなりました。

### 4 雇用保険料率表

事業の種類	改定前 (平成21年度確定保険料の計算に使用)			改定後 (平成22年度概算保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率
一般の事業	11 / 1000	7 / 1000	4 / 1000	15.5 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000
農林水産、清 酒製造の事業	13 / 1000	8 / 1000	5 / 1000	17.5 / 1000	10.5 / 1000	7 / 1000
建設の事業	14 / 1000	9 / 1000	5 / 1000	18.5 / 1000	11.5 / 1000	7 / 1000

## 5 自主申告・自主納付

労働保険は、事業主による自主申告と自主納付を前提として運営されている制度であり、労働保険制度が円滑に運営されるためには、事業主の御理解と御協力をいただくことが必要不可欠になっています。

年度更新の未申告事業主に対しては、労働基準監督署、千葉労働局から申告の指導を行うこととしています。

## 6 千葉労働局の重点対策として

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

しかしながら、未だ労働保険の加入手続をされていない事業主も多く存在しています。

千葉労働局では、これらの未手続事業の解消及び適切な債権管理と的確な滞納整理による収納率の向上を、平成22年度の労働保険適用徴収業務の重点項目として取り組むこととしています。